

〔松戸市告示第131号〕

令和元年8月30日

## 松戸都市計画道路の変更理由書

松戸都市計画道路3・3・7号横須賀紙敷線（以下、「当該路線」という。）は、船橋市から本市を経て埼玉県とを結ぶ広域的幹線機能を担うとともに、松戸市都市計画マスタープランにおいて、市内交流拠点として位置づけられている新松戸、八柱及び東松戸を南北に縦断する本市の都市構造を支える骨格的な幹線道路である。

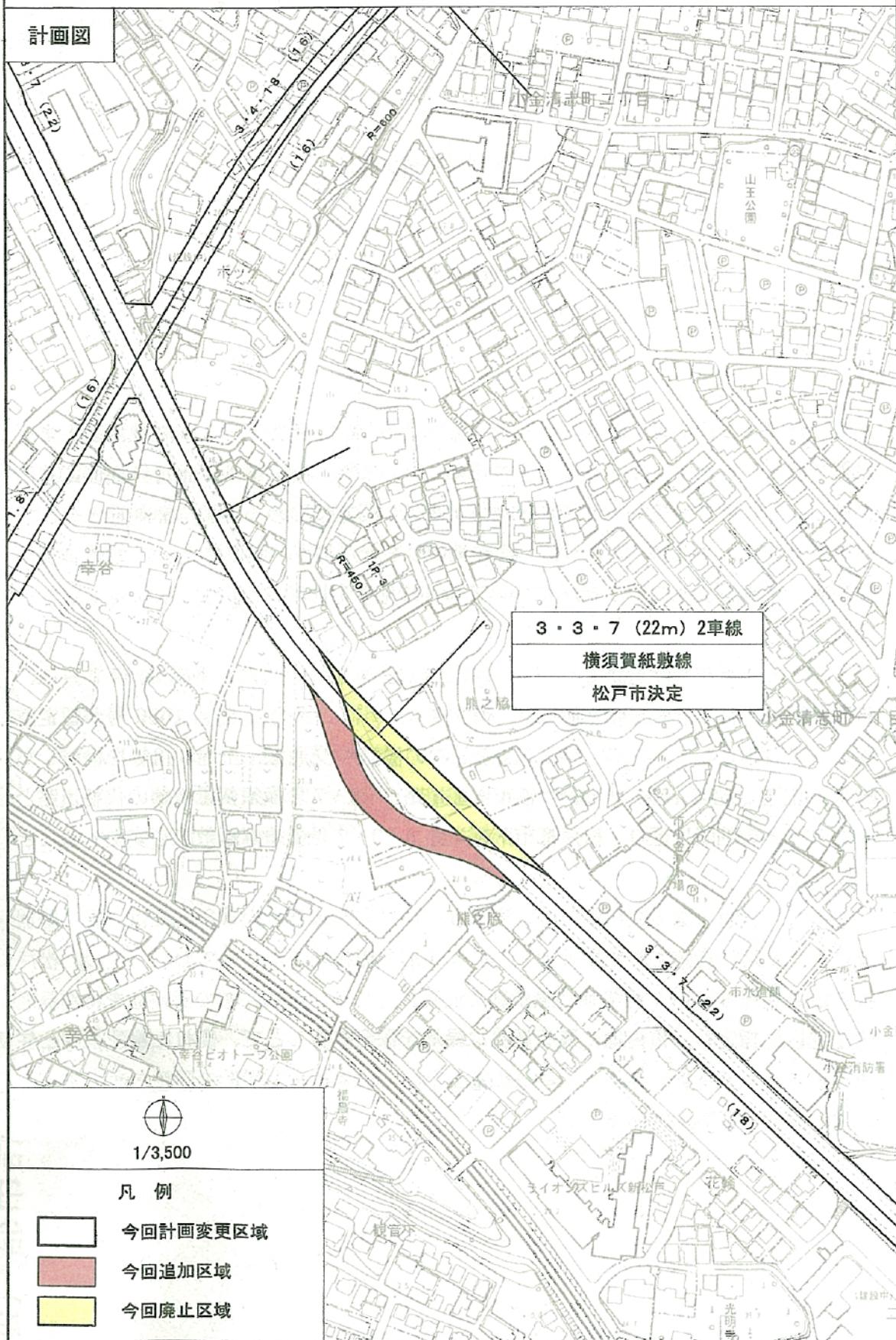
当該路線は幸谷地先において特別緑地保全地区と隣接しており、また、この特別緑地保全地区と一体となっている樹林地を避け、当該路線の連続性を確保し交通機能を補完する目的で整備された道路が、市道1地区1086号（以下、「当該市道」という。）である。

当該市道については、平成24年の整備後、道路機能や交通量を検証した結果、幹線道路としての役割を果たしており、幸谷地先の樹林地についても、貴重な緑地として環境教育など社会的役割を果たしている。また、現都市計画線における道路の整備の可能性が低いことから、今般、都市計画道路の変更を行うものである。

なお、当該路線の変更と同時に、松戸都市計画特別緑地保全地区の変更も行うものである。

松戸都市計画道路の変更について（松戸市決定）

計画図



0 50 100 200m